

令和8年度白井市省エネ補助金チェックリスト【窓断熱ver】

第6条	必要書類	<input checked="" type="checkbox"/>
1号	事業内訳書（様式第1号の1） <b>※着工日を確認（令和8年4月1日以降か）</b>	
2号	補助対象設備の導入に係る経費の内訳が記載された <b>工事請負契約書</b> 又は <b>見積書等の写し</b> （補助対象設備の導入をリースで行う場合は、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し）	
3号	補助対象設備の導入に要した費用に係る <b>領収書の写し</b> 又は <b>工事完了引渡証明書等の写し</b> （設置完了年月日が記載されていない場合は、その日付が確認できる書類の写しを添付）	
4号	補助対象設備の設置図面（ <b>平面図・立面図</b> ）	
5号	補助対象設備の導入状況が確認できる <b>写真</b>	
6号	補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類 <b>※保証書や出荷証明書等</b> （未使用品と確認できればOK）	
7号	補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（ <b>カタログ等</b> ）の <b>写し</b> <b>※無い場合はインターネットで検索してホームページを印刷</b>	
8号	住民票の写し （ただし、申請書により住民基本台帳について市長が 閲覧することに <b>同意した場合は不要</b> ）	同意の 場合は 不要
9号	白井市税の完納証明書 （ただし、申請書により市税の納付状況について市長が 確認することに <b>同意した場合は不要</b> ）	同意の 場合は 不要
10号	窓の断熱改修の工事に着工する前日までに建築工事が 完了していること。	
11号	<b>固定資産税課税台帳記載事項証明書（家屋に関わるもの）</b> <b>の写し又は納税通知書（写し可）</b>	
14号 ア	【補助事業を実施する者が管理する市内に所在するマンション等の場合】 マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録等）の写し及び代表者の本人確認書類（免許証、健康保険証、住民票等）の写し（補助事業を実施する者が法人格をもたないマンション管理組合である場合に限り必要）	必要か 要確認
14号 イ	【補助事業を実施する者が管理する市内に所在するマンション等の場合】 共同住宅又は長屋（以下「マンション等」という。）であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等で、マンション等であることが明記されている書類）の写し（補助事業を実施する者がマンション管理組合である場合に限り必要）	必要か 要確認
<b>【以下、事務局確認事項】</b>		
申請書類を確認後「型番」を検索→補助対象かどうか確認		
住民基本台帳について市長が閲覧することに同意されている場合、市内に住所を有しているか確認		
市税の納付状況について市長が確認することに同意されている場合、市収税課に市税の納付状況を確認		